

(様式第1)

第 号
年 月 日

文化庁長官 殿

申請者
所在地
代表者氏名)

年度文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）
交付申請書

年度文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）について、補助金の交付を受けた
いので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第5条の規定により、関係書類を添えて
下記のとおり申請します。

記

事業の名称	
補助事業の着手及び完了の予定期日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
交付を受けようとする補助金の額	円 (補助対象経費 円の %)
その他参考となるべき事項	

※補助金交付申請書の添付書類

1. 観光拠点整備計画
2. 申請者の財政規模又は収支及び財産の状況に関する書類
3. 収支予算書
4. 事業計画書（補助事業に係る文化財及び補助事業の概要）
5. 申請団体（補助事業者）に関する書類
 - (1) 申請団体の概要
 - (2) 申請団体の規約等
6. その他（必要に応じて添付する書類）
仕様書

(注) 消費税法上の課税事業者である場合は、文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）交付要綱第4条第2項に基づき申請すること。

(注) 用紙は日本産業規格A4とする。
署名は必ず本人が自署すること。

(様式第2)

第 号

補助金交付決定通知書

(補助事業者名)

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度文化資源活用事業費補助金(観光拠点整備事業)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり交付決定することに決定したので、適正化法第8条の規定により通知する。

(注) 補助事業者が第3条第1項(1)の補助事業の種類補助事業者で都道府県以外の者である場合には、上記の 部分「 年 月 日付け 第 号をもって文化庁長官から次のとおり交付することに決定されたので」と書き替えるものとする。

年 月 日

文化庁長官

(都道府県知事・都道府県教育委員会)

1. この補助金の交付の対象となる事業は、 年 月 日付け 第 号(以下「申請書」という。)で申請のあった事業とし、その内容は(「下記のとおり修正するほか」)申請書記載の事業計画とする。
2. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、補助事業の内容の変更により補助対象経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助対象経費	円
補助金の額	円(補助率 %)
3. 補助金の額の確定は、次により算出して得た額とする。

補助金の確定額は、第2項の補助対象経費の実支出額(債務の確定した支出予定額を含む。)に補助率を乗じて得た額又は補助金の額(変更されたときは、変更後の額とする。)のいずれか低い額とする。
4. 補助事業は、補助金の交付を受けた年度の3月31日までに完了しなければならない。
5. 補助事業者は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)、適正化法、適正化法施行令(昭和30年政令第255号)及び文化資源活用事業費補助金(観光拠点整備事業)交付要綱(平成31年4月1日文化庁長官決定)の規定に従わなければならない。
6. 交付条件は、第5項に定めるほか、次のとおりである。
 - (1) 補助事業者は、次に掲げる場合の一に該当するときは、あらかじめ計画変更承認申請書を長官に提出し、その承認を受けなければならない。
 - ア 補助対象経費の総額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の総額の20パーセント以内の変更はこの限りではない。
 - イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助金の交付決定額及び補助対象経費の額に影響を及ぼすことなく補助事業の目的の達成をより効率的にするために、補助事業の内容を変更する場合、又は、当該事業の目的に及ぼす影響が軽微であると認められる場合を

除く。

- (2) 長官は、前号の承認をする場合は、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことがある。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、長官に申請し、その承認を受けなければならない。
 - (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに長官に報告し、その指示を受けなければならない。
 - (5) 補助事業の遂行の状況に関する報告書を別に指示する日までに、長官に提出しなければならない。
 - (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。
 - (7) 前号に掲げる財産につき、長官の承認を受けて当該財産を処分することにより収入があった場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付する。
 - (8) 補助事業の遂行により生ずる収入金（補助金を概算払いした場合の預金利子等）は、当該補助事業の経費に充てるよう措置しなければならない。
 - (9) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
 - (10) 補助事業に係る資金については、確実な銀行その他金融機関に預け入れなければならない。ただし、補助事業の遂行上特に必要な場合にあつては、20万円を限度として手持ちすることができる。
 - (11) 補助事業を行うために締結する契約等については、当該補助事業者の所在する都道府県又は市町村（特別区を含む。）の法令の定めに従って実施しなければならない。
- (注) 用紙は日本産業規格A4とする。

(様式第3)

観光拠点整備事業費補助金交付決定内容通知書

[都道
府県]

(科目)

補助事業者	名 称	事業 内容	補助額	補 助 率	支 払 計 画				修正決定
			総経費 (雑収入)		1-四	2-四	3-四	4-四	申請→決定
			円	%	千円	千円	千円	千円	
			----- ()						
			----- ()						
			----- ()						
			----- ()						
			----- ()						
			----- ()						
			----- ()						

(注) 用紙は日本産業規格 A4 とする。

(様式第4)

第 号
年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者
所在地
代表者氏名

年度文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）
計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で国庫補助金の交付の決定を受けた下記の事業
について、別紙のとおり事業の内容を変更したいので、承認くださるよう関係資料を添えて申請し
ます。

記

事業の名称	
変更の理由	
変更の内容	
変更により増(減)額 すべき国庫補助金の 額	

(記載上の注意)

別紙として、事業計画書（該当部分について変更前及び変更後を2段書きするなど判別しやすく
すること）を添付すること。

(注) 用紙は日本産業規格A4とする。
署名は必ず本人が自署すること。

(様式第5)

第 号
年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者
所在地
代表者氏名

年度文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）
交付申請の取下げ書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けました 年
度文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）について、補助金等に係る予算の執行の適正化
に関する法律第9条の規定により、補助金の交付の申請を下記のとおり取り下げます。

記

1. 交付決定通知書の受領年月日 年 月 日
2. 補助金の交付の申請を取り下げようとする理由

(記載上の注意)

第9条に基づき、変更して交付決定があった場合には、補助金交付決定変更通知書に記載
の日付、記号、番号及び同交付決定通知書の受領年月日によること。

(注) 用紙は日本産業規格A4とする。
署名は必ず本人が自署すること。

(様式第6)

第 号

補助金交付決定変更通知書

(補助事業者名)

年 月 日付け 第 号で計画変更承認申請のあった 年度文化資源活用事業費補助金(観光拠点整備事業)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項の規定により、年 月 日付け 第 号の交付決定を次のとおり変更して交付することに決定したので、適正化法第8条の規定により通知する。

(注) 補助事業者が第3条第1項(1)の補助事業の種類補助事業者で都道府県以外の者である場合には、上記の 部分を「年 月 日付け 第 号をもって文化庁長官の決定があったので」と書き替えるものとする。

年 月 日

文化庁長官
(都道府県知事・都道府県教育委員会)

1. この補助金の変更交付の対象となる事業は、年 月 日付け 第 号(以下「申請書」という。)で申請のあった事業とし、その内容は申請書記載のとおりとする。

2. この変更交付決定に伴い、前記1の事業に係る補助対象経費及び補助金の額並びに総経費の配分及び配分された経費に対応する補助金の額の区分は、次のとおりとする。

補助対象経費及び補助金の額

補助対象経費

円

補助金の額

円(補助率 %)

今回変更する補助金の額

円

3. 上記のほか補助金の額の確定の方式、交付条件等は、年 月 日付け 第 号の交付決定通知書の第3項から第6項までのとおりとする。

(注) 用紙は日本産業規格A4とする。

(様式第7)

観光拠点整備事業費補助金変更交付決定内容通知書

〔 都道府県 〕		(科目)									
		補助事業者	名称 (前回交付決定年月日)	事業内容	補助額		補助率	支払計画			
総経費 (雑収入)	円				1-4	2-4		3-4	4-4	前回交付決定	今回の変更 → 交付決定
			円	%	千円	千円	千円	千円	(補助額) 円	(補助額) 円	
	(年 月 日)		()								
			円	%							
	(年 月 日)		()								
			円	%							
	(年 月 日)		()								

(注) 用紙は日本産業規格A4とする。

(様式第8)

第 号
年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者
所在地
代表者氏名

年度文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）
実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付を受けた下記の事業の実績
について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条の規定により、下記のとおり
報告します。

記

事業の名称	
補助事業の実施期間	年 月 日着手 年 月 日完了
補助金の交付決定額 と その精算額	交付決定額 円 精算額 円 不用額 円

(記載上の注意)

別紙として、以下の書類を添付すること。

1. 補助事業経費収支精算書（交付申請書添付書類「補助事業に係る収支予算書」の様式に準じる）
2. 補助事業の実施内容
3. 補助事業の経過及び成果を証する書類並びに写真等の資料
4. その他

(注) 文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）交付要綱第9条に基づき、変更して交付決定があった場合には、変更後の額によること。

(注) 消費税法上の課税事業者である場合は、文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）交付要綱第10条第2項に基づき報告すること。

(注) 用紙は日本産業規格A4とする。
署名は必ず本人が自署すること。

(様式第9)

第 号

年度文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）
額の確定通知書

(補助事業者名)

年 月 日付け 第 号で実績報告のあった事業については、補助金等に係る
予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定に基づき、下記の
とおり額を確定します。

年 月 日

文化庁長官
(都道府県知事・教育委員会)

記

確定額 円

(注) 用紙は日本産業規格A4とする。

文化庁長官 殿

都道府県知事又は
都道府県教育委員会教育長

年度文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）の
額の確定に関する報告書

年度文化資源活用事業費補助金の額を下記のとおり確定しましたので報告します。

記

1. 交付決定どおりの額の確定を行ったもの

_____ 件 _____ 円

2. 減額をして額の確定を行ったもの

_____ 件 _____ 円

3. 額の確定内訳

区 分	補助事 業者名	交付決 定額 (A)	支出官の 支出済額 (B)	確定額 (C)	減額分 (A)－ (C)	返還額 (B)－ (C)	確 定 年月日	減額確定 をした理由

(注) 第6条第2項に基づき、変更して交付決定があった場合には、交付決定額（A）欄の額は、
変更後の額を記入すること。
用紙は日本産業規格A4とする。

(様式第 1 1)

年 月 日

文化庁長官 殿

機 関 名
職 名
氏 名

年度文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）
に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

年 月 日付 号をもって交付決定通知のあった文化資源活用事業費補助金について、消費税等仕入控除税額が確定しましたので、文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）交付要綱第 1 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助金額（交付要綱第 1 0 条による額の確定額）円
3. 補助金の確定時における補助金に係る消費税等仕入控除税額円
4. 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額円
5. 補助金返還相当額（4 - 3）円

(様式第12)

第 号
年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者
所在地
代表者氏名

補助事業状況報告書

年度文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）の交付を受けて施行中の補助事業について、下記のとおり報告します。

記

事業の名称		
補助事業の実施期間	着手 完了	年 月 日 年 月 日 (予定)
補助事業の実施状況		
補助事業に要する経費の状況	支出予算合計額	支出済額
	円	円
	備考	

(注) 用紙は日本産業規格A4とする。
署名は必ず本人が自署すること。